慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	継子養子縁組の一素描 : 養子縁組を行わないステップファミリー当事者による語りを紹介しながら
Sub Title	A sketch on stepparent adoption, with descriptions of the reasons some stepparents have not adopted their stepchildren
Author	駒村, 絢子(Komamura, Ayako)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2011
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・ 政治・ 社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.91, (2011. 12) ,p.33- 79
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20111215-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

継子養子縁組の一素描

――養子縁組を行わないステップファミリー当事者による語りを紹介しながら――

駒村絢子

一　はじめに
(一)　本稿の意義
(二)　「ステップファミリー実態調査」の概要――調査方法とデータの偏り――
二　継子養子縁組を行わないケースに関する回答データとその分析結果
(一)　前提の確認
(二)　継子養子縁組に関する検討の態様
(三)　「縁組しない意思」
(四)　考察――縁組を行わないケースの当事者から見た継子養子縁組を中心に――
三　結　語

一　はじめに

㈠　本稿の意義

近年、子を持つ親が婚姻を解消した後に再婚し、ステップファミリー、つまり「成人の少なくとも一人が以前の（パートナー）関係での子どもを持つ家族」[1]を形成するケースの増加が推測されている。[2] 大人二人と子どもから構成されるステップファミリーは、一見すると「両親夫婦とその子」という標準的な「両親血縁家族＝婚姻核家族」と同様の姿である。ゆえに、子の親の配偶者、つまり継親は、子の傍にいない他方の「親」の代わりを担うことを期待されやすい。しかし、実際のステップファミリーは、その他方の実親の存在も時に孕んで、標準的な婚姻核家族とは異なる困難や課題を抱えがちである。「両親夫婦とその子」家族を単に「再現」するのでなく「再編」する。そのようなステップファミリー独特の在り方が、家族社会学上明らかにされている。[3]

ステップファミリーを法的に見るに、継親子は自動的に法的な親子になるのではなく、姻族一親等の関係に立つに過ぎない（民法七二五条）。但し、養子縁組を行うことによって法的な親子になることができる（同八〇九条等）。養子縁組は、養親子となる者同士の縁組意思の合致（養子となる子が一五歳未満の場合は子の法定代理人の代諾による）の下、縁組届出が行われることによって成立する（同七九九条、七九七条一項、普通養子縁組）。子の法定代理人とは、通常は子の親権を持つ実親である。もし親権者とは別に監護者たる実親がいれば、その同意も必要であるが（同七九七条二項）、親権も監護権も持たない実親の同意は不要である。また、子が未成年の場合、通常の養子縁組であれば家庭裁判所の許可を得る必要があるが、継親子間の養子縁組（以下、「継子養子縁組」とする）では家裁の許可を求めら

れない（同七九八条ただし書）。

近年、家族法改正への機運が高まる中で、継親子関係の法的規律の在り方も見直そうという動きがある。家族社会学の成果が描くステップファミリー独特の在り方は、そのような検討を、ステップファミリーの実情を理解した上で進める必要性を示唆する。しかし、現在、法的検討のために必要な観点からその実情を示すデータは圧倒的に不足している。そこで、今一度、ステップファミリーの実際の在り様を丁寧に眺め、先行研究の内容を改めて検証しながら、新たな視点・問題点を洗い出すべきである。

筆者はそのような問題意識の下、二〇一〇年八～一一月、ステップファミリー当事者支援団体のステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン（ＳＡＪ）及び女性・子ども支援団体のＮＰＯ法人Ｗｉｎｋの協力を得て、ステップファミリー当事者を対象に「ステップファミリー実態調査」と称する調査（以下「本調査」とする）を実施した。そして、その回答データについて検討し、まず、継子養子縁組を行ったケースの縁組締結プロセスに焦点を当てた整理・分析の結果を論文にまとめた（以下、「縁組ケース論文」とする）[4]。本稿は、その第二弾として、継子養子縁組を行っていないケースに関するデータの整理・分析を行う。「継子養子縁組とは何か」という問いについて、特に継子養子縁組を行わない意思（理由）に関する検討を通して、「継子養子縁組を行わないとはどのようなことか」という裏側の視点から迫ることを試みるものである。

㈡　「ステップファミリー実態調査」の概要――調査方法とデータの偏り――

本調査はアンケート調査とインタビュー調査の二部構成である。まず最初に筆記アンケートにて家族構成員の基本情報を確認した上で、電話または直接対面のインタビュー[5]にて継子養子縁組、継子の監護教育・扶養・財産管理及び他方実親との関係の実態を横断的に尋ねた。インタビュー形式は、予め共通の質問事項を設定しながら回答者に自由

に語っていただく半構造化面接とした。所要時間は三〇分～三時間半、平均約一時間半であった。回答協力者の募集は、次の三つの経路で行った。①ＳＡＪの一部会員に対し、アンケート票を直接手渡した。②ＳＡＪの残る全会員に対し、調査告知・アンケート票を郵送した。③ＳＡＪのＨＰ上に調査告知・アンケート票を設置した。③はＳＡＪ非会員からの回答も受付け、Ｗｉｎｋ理事長新川てるえ氏の「子連れ再婚を考えた時に読むブログ」等でも告知を行っていただいた。[6] 調査告知では、調査対象及び回答者を「ステップファミリー（夫婦（事実婚含む）の一方または両方に以前の結婚（事実婚含む）で生まれた子がいるご家庭）のご夫婦」とし、「前婚でもうけた子の年齢、その子と夫婦との同居・別居、及び、その子をもうけた前婚の解消理由（離婚か死別か）は問いません」と付記した。なお夫婦での参加の場合もインタビューは個別に行った。

その結果、本調査は全四六名の回答者を得た。その回答データは、今後の法的検討にとって非常に貴重な基礎資料となる。但し、それは現在の我が国のステップファミリー一般の姿を代表するものではない。例えば、本調査の回答者は、その募集経路から家族関係に関する強い問題意識や悩みを抱えている傾向が推測される。また、回答者の大半は女性（三九名）であり、男性（七名）の回答は少数であるがゆえに代表性の点で問題を含む。更に、女性回答者も実母が延べ二三名に対し、継母が延べ二七名である。一般には、離婚後の親権者の約八割が母親であることから、継父実母夫婦が圧倒的に多いと予測されるので、本調査のデータは継母側へ偏りが生じていると言えよう。

二　継子養子縁組を行わないケースに関する回答データとその分析結果

㈠　前提の確認

1　分析の視点

⑴　従来の議論状況

旧法上、同じ「家」に属する継親子は法的な親子であるとされていた（旧民法七二八条）[7]。しかし、この制度は「家」の観念に拠るものであるとして、現行民法への改正により廃止された。現行民法上は、継親子は養子縁組しない限り法的な親子ではなく、原則として監護・扶養・相続に関する権利義務を持たないのである。しかし、実際には継親が子と縁組することなく同居し、その養育を担う場合も多い。そのような継親子をめぐっては、その実態と姻族一親等としての法的扱いとの乖離を指摘する声はあったものの[8]、未だ十分な法的検討はなされていない。例えば、事実上の養親子や実親継親夫婦間の監護養育委託契約として構成することにより継親子間の監護養育に関する権利義務を認める余地も唱えられているが、これらの論理構成はそもそも継親子関係を正面に捉えたものではない[9]。また、各論として、継親実親夫婦の婚姻解消時における継親子の法的処遇につき、子の養育に関わる第三者による子の監護者指定・面会交流申立の可否（現民法七六六条）という観点から議論されているが、ここでもやはり継親は第三者の一例としての扱いでしかない[10]。更に婚姻費用（同七六〇条）に夫婦の一方の連れ子の養育に関する費用を含めるか否かも議論されているが、結論は分かれている[11]。

このように、縁組しない継親子が築く実体的関係の位置づけをめぐって、法学上の立場は明確でない。しかし、そ

の検討の必要性は、特に近時の家族法改正をめぐる議論の進展を背景に一層高まっている。つまり、立法論としても、従来、議論の焦点は継子養子縁組の成立要件の厳格化に向けられていた。[12] しかし、継子養子制度の在り方を見直そうとするのであれば、特に縁組の成立要件の厳格化によって縁組しないケースが増加する可能性も踏まえて、縁組しないケースも射程におさめながら継親子関係にかかわる法制度全体の在り方を検討するべきである。実際、最近では、継子養子縁組とは別に、未成年子を持つ親との婚姻の効果として、同居継親における子の監護教育義務の発生及び親の親権の代理行使を規定することが提案されている。[13]

⑵　検討の目的と限界――「縁組しない意思」の浮動性・抽象性――

このように、婚姻とは独立的な行為である養子縁組とは別に、婚姻の効果として継親子間に相当の権利義務を生じさせることを検討する場合、その前提として、そもそも現行法制下において継子養子縁組をしないとはどのようなことかを確認しておく必要があるであろう。例えば、もし縁組していないという状況が、縁組が含む何らかの点に対する抵抗ゆえの積極的な選択により作出されたのであれば、その背景も含め実情を詳細に明らかにすべきである。その知見は翻って継子養子制度の再検討にとっても有効と思われる。そこで、本稿では、このような法的検討の手がかりを求めて、実際に縁組していない当事者における「縁組しないということに対する考え」を眺める。

但し、この試みは限界を伴う。というのも、拙縁組ケース論文では当事者が「養子縁組を行うということに向けて抱いた考え」――拙論文ではこれを「縁組意思」と表現した――について検討したが、それは縁組行為を通じてその存在が具体化されるものであった。[14] つまり、縁組届出を行う以上、「縁組意思」は基本的に縁組するという積極的な選択を含む。そして、その内容は「親子としての法的効果を付与する」という「養子縁組」の定型性に拠りつつ相当の類型性を帯びる。これに対し、縁組しない場合は「非縁組届出」なる積極的・具体的な行為は存在しない。ゆえに、当事者が養子縁組しないということへ向けて抱いた考え――本稿ではこれを「縁組しない意思」と呼ぶことにする

――は、厳密には「縁組意思の不存在」を意味するに過ぎない。その内容を明らかにしようにも、例えば、その実体は積極的に縁組を拒む意向とは限らず、縁組締結に関する意向の単なる欠如に過ぎない可能性もある。「（意図的な）非縁組」と「（非意図的な）未縁組」とが混在しているかもしれないとも言えよう。また、仮に積極的な選択としての非縁組であるとしても、縁組しないという状況が長期間にわたる場合、その縁組しない意思の内容は刻一刻変わり得る。中には、将来的な縁組締結の可能性を残した「暫定的な非縁組」（若しくは「意図的な未縁組」）のケースもあるだろう。何より「親子としての法的効果」を発生させるという縁組の内容に対し、既に生じている「『親子としての法的効果』を受けていない」という状況の内容は曖昧である。この状況への意思を明確に意識し、説明するのは、当事者自身にとってさえ難しいかもしれない。

このような諸制約の下、本調査における非（未）縁組の当事者の「縁組しない意思」に関する回答は、調査時点にて、縁組していないという状況を筆者に対して説明するために現れた言葉に過ぎないとも言える。そこに込められた真意の探求は困難をきわめよう。そこで、本稿では、このような「縁組しない意思」が含む無限の広がりとそれゆえの具体的把握の困難による限界を踏まえながら、検討を慎重に進める。具体的には、当事者が語る「縁組しない意思」の内容を安易に決め込まぬよう、その真意へと迫る手がかりとすべく、縁組締結に関する検討態様その他背景に関する語りも詳細に確認しながら、各ケースが縁組しないという状況に至った経緯を総合的に眺める。それは「いかなる要素が縁組しないという状況を導くか」を客観的に分析するものではない。そうではなく、各ケースが縁組しないという状況に至った経緯・理由・背景に関する当事者の語りを通して、「縁組しない当事者が継子養子縁組をどのように捉えているか」を理解し、もって「継子養子縁組とは何か」、その一端を描くことを試みるものである。

2　継子養子縁組を行わないケースの基本データ

本調査の対象となった全九九件の継親子関係（二者関係）の中で、縁組していないケースは三一世帯五六件であっ

た。このうち、一度も同居したことのない継親子は九世帯一五件であった。これらケースの継親は継子を「家族」と見る意識がないために、継子養子縁組の締結について検討すらしたことがないとの回答であった。そこで、本稿では、縁組していないケースのうち調査時点にて同居している継親子及び婚姻当初は同居していたが調査時点では別居している継親子、計二一世帯三九件を対象とする。[15]

各ケースの紹介は次のルールに則って行う。まず、各ケースの世帯名を婚姻年数の短い順にa～uで示す。更に各世帯で縁組していない子に、年齢順に数字を付す。例えば、b家には縁組していない①②子がいる。①②子は夫の連れ子である。この時、「b①」はb①子―妻間の継母子関係を意味する。夫婦は各々「b妻」等と示す。

そして、本稿の対象となる縁組していないケースは、具体的には次の通りである。

・継父子：八世帯一四件：a①、h①②③、i①、j①③、l①②、m①②、n①②、s①
・継母子：一四世帯二五件：b①②、c①、d①②、e①②、f①、g①②、j②④、k①②、o①、p①②、q①②、r①②③、t①、u①②

このうち継父子ケースではj①、継母子ケースではb①・j②・k①・o①・q①②・r①②③・t①が調査当時、継親と別居していた。他は全て調査当時も同居していた。d・f・j・q家には夫婦両方に同居の連れ子がいた。j家は継父子間・継母子間共に縁組していない。j②子はj夫の前妻の連れ子で、j夫と縁組し、前婚解消時にj夫に引き取られた子であるが、本稿ではj妻と②子の継母子関係のみ取り扱う。なお、j妻とl妻は同一人物で（lは三度目、jは四度目の婚姻を示す）、その連れ子であるj①③子とl①②子は各々同一人物である。d・f・q家は継父子間では縁組したが、継母子間では縁組していない。また、a家にはa妻の連れ子が三名おり、二名は養子縁組したが、一名は縁組していない。本稿ではこの一名をa①子として紹介する。なお、d①②・k①②・u①②の三世帯六件については、本調査後に養子縁組したという報告を受けたが、本稿では調査時点の回答データを基に、縁組していない

ケースとして扱う。

回答者数は、女性一八名、男性四名の全二二名であった（j妻とl妻は一名分とする）。n・s家は夫のみ回答、a～g・i～m・p～u家は妻のみ回答、h・o家は夫婦での回答であった。回答者の年齢は三一～六五歳、平均年齢は四二・五歳であった。年代別構成は三〇代七名、四〇代一三名、五〇代一名、六〇代一名であった。

本稿の対象となる夫婦はa～u夫妻の全二一組で、平均年齢は夫が四四・一歳、妻が四二・六歳であった。i・l・nは事実婚、他は全て法律婚で、調査当時、l・qの二組が離婚・離別していた。[16] 婚姻期間は一〇カ月～二四年二カ月、平均は約六年五カ月で、六組が二年以内であった。就労状況は、夫は一組を除いて全員就労し、妻は専業主婦が一〇組、アルバイト従事が六組、フルタイム勤務が五組であった。夫婦の合計収入は約三〇〇万～二二〇〇万円／年、平均約八七八万円／年であった。夫婦の居住地は関東が一三組、中部が二組、関西が四組、九州・沖縄が二組であった。

本稿の対象である養子縁組していない子は、男子延べ二一名、女子延べ一六名で、調査当時の年齢は四～三四歳、平均一五・一歳であった。b①・j①（＝l①）・q①②・r①②③・t①・u①②子は調査時点で既に成年であった。継親との年齢差は一四～三七歳で、h①②を除き全員一八歳以上の差があった。実父母の婚姻解消は、b①②・d①②・f①・o①・r①②③・t①・u①②子が実母と死別した他は全て離婚によるもので、その全員につき、本調査の回答者またはその配偶者たる実親が離婚時に親権を得た。これら離婚ケースの子と他方（別居）実親との関与状況は表1の通りである。

表１　子と他方実親との関わりの状況

本件婚姻前			面会・養育費支払い共にあり	面会あり・養育費支払いなし	面会なし・養育費支払いあり	面会・養育費支払い共になし
調査時点	継父子ケース（実父子）	８世帯14件（※１）	５世帯８件	１世帯１件	１世帯１件	３世帯４件
	継母子ケース（実母子）	８世帯14件（※１）	なし	４世帯６件	１世帯２件	４世帯６件
面会・養育費支払い共にあり	継父子ケース（実父子）	３世帯６件	h①②③、i①、m①②	なし	なし	なし
	継母子ケース（実母子）	なし	なし	なし	なし	なし
面会あり・養育費支払いなし	継父子ケース（実父子）	２世帯２件	n①	a①	なし	なし
	継母子ケース（実母子）	４世帯７件	なし	j②、k①②（※２）、q①②	なし	g①②(※2)
面会なし・養育費支払いあり	継父子ケース（実父子）	なし	なし	なし	なし	なし
	継母子ケース（実母子）	１世帯２件	なし	なし	p①②	なし
面会・養育費支払い共になし	継父子ケース（実父子）	４世帯６件	j①	なし	n②	j③、l①②、s①
	継母子ケース（実母子）	４世帯５件	なし	j④	なし	c①、e①②、t①
死別	継父子ケース（実父子）	なし	なし			
	継母子ケース（実母子）	６世帯11件	b①②、d①②、f①、o①、r①②③、u①②			

※１…同じ「世帯」に属する複数の子について実親との関わりの状況が各々異なる場合、世帯数は各項目において幾重にも現れる得るので、各項目の和と合計数は一致しない。また、継母子ケースの合計数は死別ケースを含まない。

※２…k①②は面会交流の頻度が１～２回／年、g①②は同じく約２年間で１回のみと、他に面会交流を行っているケースに比べて非常に少ない。

(二) 継子養子縁組に関する検討の態様

最初に、各ケースの関係当事者において、継子養子縁組を行うか否かという点に関してどのような形で検討を行っているかを確認する。

1 継子養子縁組という行為に対する認識

継親子は養子縁組しない限り法的な親子ではないという点について、先行研究は、この点の認識が当事者及び社会一般に必ずしも浸透していないこと、そして、それは継子養子縁組が行われない理由の一つであることを示唆していた。[17] 確かに、そのような認識なくしては、継子養子縁組を行うことはおろか、縁組するか否かに関する検討さえ不可能である。そこで、本調査では、回答者における同認識の有無を尋ねた。その結果、継母であるe妻が「私の（前婚でもうけた別居の）子どもが今の旦那の籍に入るのだったら養子縁組が必要と思っていたんですけど、（夫の連れ子と）母親とも必要なんですか。考えたこともなかったです」と述べ、本調査にてこの点を質問されるまで同認識を欠いていたことを示した。また、同じく継母であるd・u妻も、本調査時点では同認識を有していたが、婚姻から相当期間（d妻は約半年、u妻は約一五年）、「（継母が婚姻により父子の籍に）籍を入れた時点で（継母子は）法律上の親子になる」と誤解していた。d妻は、誤解に気づいた後に夫に相談したものの、結局「うやむやになってそのまま」であると語っていた。このd・u妻は共に本調査後に養子縁組している。以上に対し、その他の回答者は全員、婚姻の時点で、養子縁組しない限り、継親子は法的な親子ではないことを理解していた。その経緯としては、本件婚姻または前婚の離婚を機に法的な手続について書籍やインターネット上で調べたとの回答が多かった。他には、一般常識として、TVドラマ（p妻）、身近にステップファミリーがいたこと（k妻）や、大学の法学部の授業（o・r妻）等を契機に同知識を得ていたケースもあった。回答者の配偶者も、夫婦間で縁組について話し合ったことがないb・e夫妻の夫

を除き、少なくとも回答者を通じて知識を得ていると推察された。他方、子に関しては、子自身の縁組に関する意見を確認した一部ケース（2(ii)参照）を除くほぼ全ての回答者は、子に法的知識はないと推測していた。

2　縁組に関する検討の具体的な態様

それでは、縁組するか否かに関する検討は(i)いつ、(ii)誰の間で、(iii)どのような形で行われたか。そして、(iv)主に縁組に反対しているのは誰か。本調査は夫婦の一方のみを対象とした聞き取り調査であり、回答者以外の関係当事者の意向等の厳密な把握は困難であるが、当事者の回答をもとに、次の通り整理を試みた。

(i)　縁組の検討時期：検討時期の指標として、関係当事者間の話し合いの時期を整理したところ、次の通りであった（b①②・e①②・q①②はなし。l①②は不明）。

・婚姻当初に話し合って、以後は話し合いなし…継父子：i①・j①③・n①②、継母子：c①・g①②・o①・p①②・r①②③

・婚姻当初、及び、その後の養育期間中にも話し合い…継父子：a①・m①②・n①②・s①、継母子：d①②・f①・k①②・p①②、t①

・婚姻当初は話し合わなかったが、養育期間中に話し合い…継父子：h①②③

・子の成人後に話し合い…継母子：u①②

(ii)　検討の主体：b・j・q夫妻を除く全夫婦が何らかの話し合いを行い、a①・i①・j①③・k①②・n①②・t①・u①については子の意思確認を行っていた。他方実親が検討に加わったケースはなかった（h①②③のみ意向確認）が、m①②は親戚筋の意見を受けた。b①②・q①②については特に表立って話し合いはせず、b・q妻が独りで考え、判断していた。

(iii)　検討の態様：夫婦間での協議は、縁組する余地も含んで詳細な検討を行うものとは限らず、例えば、「縁組し

ない」という点の簡単な確認作業に留まったというｃ①・ｇ①②・ｉ①・ｏ①夫妻や、うやむやのままになったというｄ①②・ｆ①夫妻もあった。また、事実婚のｉ・ｎ夫妻にとっては縁組よりも夫婦の婚姻の在り方が大きなテーマであり、その検討の中で縁組についても補足的に検討していた。

(iv) 縁組への反対意見：実親継親夫婦については、夫妻双方が縁組を望まない意思が明確であるよりも、夫婦の一方における縁組しない意向が強く、他方は明確な意見を欠くか、むしろ縁組を望んでいたことを示唆するケースも目立った。縁組しない意向が明確であった者はｈ・ｓ夫（継父）、ｈ・ｉ・ｍ妻（実母）、ｂ・ｃ・ｇ・ｊ・ｋ・ｏ・ｐ・ｑ・ｒ・ｕ妻（継母）である。例えば、ｏ夫（実父）はｏ妻との検討の様子をこう説明した。

「私のほうからそれ（縁組）は希望しないというか、別に無理強いすることもないし、それは彼女の考え方に同調しています。養子縁組するのが普通なのかなぁという考えはあったのですが……こればかりは私も強要できないので、彼女の意思を尊重し（て）。」

他方、当初は縁組に興味がなかったが最近になって縁組を希望しているのがｋ・ｕ夫（実父）である。ｋ妻（継母）は「（ｋ夫は）いつでもしようと言っています。……（手続の場面で）私は親権者じゃないと言うと、すごく不満そうな顔をして……一緒に住んでいる実態があるのに親権者ではないということに納得をしていないみたい。」と語った。また、将来的な縁組の可能性を示唆したのは、ａ・ｈ・ｍ妻（実母）、ｈ・ｎ夫（継父）、及びｇ・ｊ・ｋ・ｐ・ｒ・ｕ妻（継母）であった。

以上に対し、子自身が縁組に反対したケースがａ①・ｉ①・ｊ①③・ｎ①である。いずれも主な縁組の検討時期は婚姻時で、その時点での子の年齢は、ａ①・ｊ①子が一五歳以上、ｉ①・ｊ③子が小学校高学年、ｎ①子は同低学年

であった。他方、縁組に賛成する子の意向が確認されていたのがk①②で、当時の年齢は①子が一五歳以上、②子が中学生（一五歳未満）であった。なお、他方実親の反対があったケースはなかった。唯一意見を確認したh①②③の実父は、むしろ縁組に積極的な様子であったという。

㈢　「縁組しない意思」

本節では、各当事者の「縁組しない意思」、つまり縁組しないということに向けて抱いた考えを明らかにする。端的には、縁組していない理由及び経緯に関する当事者の語りの内容を確認する。なお、継父子ケースと継母子ケースとでは異なる特徴が現れたので、各々別に眺める。

1　継父子ケース

本項の検討対象は、縁組しないという状況の実質的作出者であるa①・i①・j①③子、h・n・s夫、h・i・l・m妻とする（なお、縁組締結にかかる法的な立場とは別）。その縁組しないという状況に至った理由・経緯としては、主に縁組に伴う法的効果の発生への抵抗感が挙げられた。そこで、以下、縁組しないという状況に至った理由・経緯において、各効果がどのように位置づけられていたかを概観する。

⑴　子の氏の変更――子の意向として――

縁組しない理由として最も多く指摘されたのは、子の氏の変更（民法八一〇条）を回避するためという点であった。それはa①・i①・j①③・n①子及びi妻の意向で、i①以外は子自身が氏の変更を拒んだことが専らの理由とされた。また、縁組に反対した子は全員、この氏の変更への抵抗を理由としていた。長年称していた氏を変えたくないという子の強い心理が一様に窺える。とはいえ、回答者らの縁組に対するスタンスその他背景事情に関する語りを眺めるに、そのような子の心理をとりまく状況は多彩であった。そこで、これらケースの詳細につき「縁組しない理

由」・「縁組していない状況が継父子関係において持つ心理的・実際的な意味・影響」・「将来的な縁組の可能性に関する展望」・「その他背景」に関する回答者の語りの内容を、表2（48～49頁）に整理した。

表2の内容を確認・補足するに、特に注目すべき点として、a・j夫妻は法律婚で、子と実母は婚姻前には氏・戸籍を同じくしていたが、婚姻の結果、別々になった。対して、i・n夫妻は婚姻の届出をせずに同居している事実婚であり、調査時点でも子と実母は同じ氏・戸籍であった。このうち、i夫妻は、i妻自身の意向において別氏婚としての事実婚を積極的に選択しており、縁組しないという点も事実婚と一体的な選択であることを示唆した。他方、n夫妻は積極的なポリシーとしての事実婚ではなく、むしろn①子が自身の氏の変更を拒否すると共に「（n夫妻の婚姻の届出により）母親の名字が変わることに対して寂しそう」であった、その心理に配慮するため、養子縁組だけでなく夫婦の婚姻届出までもが不可能であった。更にn①子に特徴的な点として、a①・i①子はそもそも実父とは違う氏・呼称であるのに対し、n①子においては実父と同じ呼称（法的な氏は異なる）を変えたくないという側面が強調されていた。

以上に対して、その他のケースでは、夫婦が婚姻届出を行ったh①②③・m①②・s①子は全て、家裁の許可を得て継父の氏（婚姻氏）への変更を行った（民法七九一条）。m①②・s①子は本件婚姻届出と同時に、「（m①②子に）今ママと名前が違う状態なんだけど（と尋ねたところ）……ママと自分たちの姓が違うことはおかしいから一緒が良いと即答した」（m①②）、「（子と氏が別々であると）日常生活上不都合はあるだろう」（s①）ということから、h①②③子は婚姻届出から約一年後に、世間の視線を考慮して、各々氏の変更手続を行った。なお、h①②③・m①②子は実父母の離婚後も実父と同氏・同戸籍（婚姻氏）を維持していたが、実母は旧氏に復帰したので、本件婚姻前から実母子の氏・戸籍は別であった。他方、s①子は実父母の離婚時に実母と共に実母の旧氏に変更していた。

として指摘した当事者（継父子ケース）の回答内容一覧

ケース名	a①			j①③		
意向の主体	a①子（回答＝a妻（実母））			j①③子（回答＝j妻（実母））		
婚姻期間	1～2年			約4年		
子の年齢（婚姻時→調査時）	15歳以上→15歳以上（未成年）			①子＝15歳以上（未成年）→成年 ③子＝小学校高学年→15歳以上（未成年）		
縁組していないことについて ・縁組していない理由（傍線は筆者） ・縁組していないことが継父子関係において持つ心理的な意味・実生活上の不便（なお、子自身ではなく、主に回答者の認識として） ・将来的な縁組の可能性に関する展望（右に同じ）	理由	意味・影響	展望	理由	意味・影響	展望
	「（婚姻時に、a①子が）俺は（縁組）しないと言ってきた。別にa夫が嫌いとかそういうわけではなく、俺は今の姓がいいって…（a妻が）学校とかも俗称が通るから変えてもいいじゃないと言ったら、今の姓のままにするってすごく頑なでした」	a妻…a①子がa夫婦・兄弟らと戸籍を独り異にすることで、孤独感を一層強めていないかを懸念。 a夫…「（a①子は思春期で）多感な時期。受け容れたくない最後の砦がそこなんじゃないかな、と理解してくれている」	a①子の独立のタイミングに改めて縁組を検討予定。	「（j①③子が）名字が変わるのが嫌だって…（既に）大きくなっているから…今更（j夫の氏）になりたくないって」	心理的な影響…「ないと思うんだけど…親子っていう感じで付き合っていないからね」 実生活上の不便…「（不便を感じることは）何もない」	将来的な縁組の可能性を否定。
背景 ・子の氏の変遷 ・その他	子の氏	その他		子の氏	その他	
	生来の氏・戸籍。（実父が外国籍なので、実父母の婚姻中より実母とは同じであるが、実父と異なる）	・継父子の関係性…a夫は「お兄さん・人生の先輩」になると宣言。 ・扶養…a夫が専ら負担。 ・a妻の他の二名の連れ子は、特にa夫の希望の下で既に縁組した。		①子はj妻の一度目の婚姻の子、②子は二度目の婚姻の子で、共に二度目の婚姻の夫の氏を維持。実母も同婚姻解消後に婚氏（夫方の氏）続称。	・継父子の関係性…j妻曰く「仲の良い家族程度」。 ・夫妻は共に子連れ再婚で互いの連れ子の監護・扶養は基本的に各々実親が担うスタンス。	

表２　「⑴子の氏の変更への抵抗」を縁組しない理由

n①②			i①		
n①子（回答＝n夫（継父））			i①妻子（回答＝i妻（実母））		
約６年（事実婚）			３～４年（事実婚）		
①子＝小学校低学年→小学校高学年 ②子＝学齢期前→小学校高学年			小学校高学年→15歳以上（未成年）		
展望	意味・影響	理由	展望	意味・影響	理由
将来的な縁組の可能性を示唆。 「（将来的な縁組は）恐らくあると思います。…n②子にスムーズに遺産がいくよう（にするため）…タイミング（は）…n①子の方が…世間のことが分かってきた時に。n①子はそのまま実父の方の名前を名乗りつつ、n②子及びn夫婦の実子はn夫…姓にする…可能性（を）残してありますね。それは家内（と）…一致しているところです。その時に家内の方も籍を入れる…かもしれません」	・心理的意味…「子どもと直接関わることにおいては（何も）感じません。法律があろうがなかろうが、育てるという風に決心しました」 ・実生活上の不便…なし。「親権がないことで…影響を受けるようなことをやっていない（の）が実際ですね」	「（縁組以前の夫婦の婚姻届出に関わる問題として）子にとっては実の父親との関係が良好なものですから、（実父と同じ呼称である）自分の名前が変わるということを嫌がったということもありますし、（妻方の）親戚筋が（縁組によって子の氏を変更したり、縁組せずに夫婦が婚姻することによって母子の氏が不揃いになったりしては、子が）可哀相じゃないかと言ってきたり…があり…（婚姻・縁組の届出によって、家族の氏を）統一した体にしようとしたことはそこで断念しました」	将来的な縁組の可能性を否定。	「（特に、i妻自身が先に死亡した時の子に関する諸手続の問題を考えると）安心して死ねないというか、上の子（i①子）が大きくなるまで」	第一の理由（主たる理由）…「（縁組よりも）一番事実婚が揉めたので…でも、i①子がずっと（実母姓）で来たのに、いきなり別の姓に変わるっていうのも変だと私は思ったんですね。私も姓を変えたくないから。で、一応子どもに聞いたら、子どもも変わりたくないと」 第二の理由（付加的な理由）→（2）表3参照（継父子間の親権等の発生への抵抗）
その他		子の氏	その他		子の氏
・継父子の関係性…n夫は「先輩・後輩」的な姿勢だが、責任者という意味では「父親」的で、ケア負担も実母より多いと自認。 ・扶養…専らn夫が負担。 ・実父…①子のみ面会、養育費支払いは再婚時に消滅。 ・n②子は知的障害を持ち、氏の変更を拒否しているのは専らn①子であるが、n②子も同様に扱っている。		実父母の離婚時に、一たん実母と共に実母の旧氏に変更したが、その後、実母と共に前婚の氏（呼称、実父と同じ呼称であるが戸籍は別）に変更。	・継父子の関係性…i夫は「思春期の（子の）親として」の葛藤あり。 ・扶養…i妻はフルタイム勤務で、i①子の生活費はi夫と、教育費は別居実父と各々分担。		生来の氏・戸籍。 （実母と同じ氏・戸籍。なお実父母は事実婚であったので、実父とは氏・戸籍は異なる）

(2)　継父子間の親権・扶養・相続

継父子間の親権・扶養・相続等に関する法的効果（民法八〇九条）の一部または全部の発生への抵抗を、縁組しない理由として挙げたのは、i・m妻及びs夫であった。彼らが指摘したその理由その他背景事情はやはり多彩であったので、(1)表2と同様、詳細を表3（52〜53頁）に示す。その上で、(i)親権等、(ii)相続の各法的効果がこれらケース、更にはその他の縁組しないケースにおいてどのように位置づけられていたかを眺める。

(i)親権等：i妻は、継父子は親子ではない以上、i夫の親権やi子の相続権の発生に違和感があることを示した。m妻は特に婚姻当初、初婚・年下の夫に対する引け目もあり、万一自身が先に死亡した場合に幼い子をm夫に背負わせたくないという考えであったことに言及した。但し、i妻は子の氏の変更の回避（(1)参照）を、m妻は実父子関係への影響の回避（(3)参照）を、各々縁組しない主たる理由として挙げており、これら親権等への抵抗感は付加的な理由としての位置付けであった。

また、m妻が言及した実母先死時における子の処遇の問題に関しては、i妻はむしろi夫が親権者でないために子の遺族年金受給等に関する手続が滞ることを懸念し、対応策として遺言を作成していた。実母先死時への対応をめぐっては、他にもh妻がh夫による子の引き取りを希望し、h夫が親権を欠くことによる支障を危惧して遺言によるh夫の後見人指定を検討していた（後掲表4参照）[18]。その他の実母は、a・j・l妻は子の引受先として、自身の実家やその子の兄姉等を考えていた。継父回答者であるh・n・s夫は、子の希望を第一に尊重しつつ引き取る意思があることを示唆した。

なお、子の監護・扶養をめぐる実態としては、i・m夫も含め、本稿の対象たる継父は全員、何らかの形で子の監護・扶養に関与していた。m夫は、m妻曰く、縁組の有無にかかわらず、m妻との婚姻の結果として、子を物心両面で支え育てていく責任を強く感じているという。同様の姿勢は、継父回答者であるh・n・s夫も示していた。彼ら

はいずれも子の監護に積極的に取り組み、子の主たる扶養者になっているという現況を語っていた（h夫は後掲表4、n夫は前掲表2参照）。ちなみに、これら継父達によれば、逆に、日常生活上、親権等を欠くことによる不便も取り立ててないとのことで、その点で縁組の当座の必要性を感じないということであった。

(ii) 相続：i妻は縁組に伴う効果の一端として相続権の発生に対する抵抗感を指摘し、更に、s夫は専ら子の相続権発生を回避したいという点のみに言及した。s夫は、s①子に財産を渡したくないというよりも、s夫が前婚でもうけた別居実子に迷惑をかけぬよう相続問題の複雑化を回避したいゆえのことであると説明していた。

このような継父自身の実子の存在と相続関係の調整という点について他のケースを見るに、前婚の実子がいる継父はj夫のみ、本件婚姻で実子をもうけたのがa・i・n夫であった。実子のいないh夫は「僕に例えば子どもがいたりとかなっていれば、多分（縁組）したと思います…子ども達を平等にしたと思いますね。今は全員が継子という立場なので、不都合は感じていないだけ」と語っていた。但し、h妻は夫方親族との間の相続関係の調整の必要性を感じ、h夫の遺言作成を検討していた。またa・n妻やm夫は、主に相続関係を整える目的での将来的な縁組の可能性を示唆していた。

(3) 実父子関係への法的影響

子の別居実父との法的関係に及ぶ影響として、実父の扶養義務（民法八七七条）の後退等に対する抵抗から縁組しないことを選択したというのがh夫妻とm妻である。h夫妻は法的効果としてはこの点のみを縁組しない理由として指摘した。m妻はm夫の親権の発生への抵抗にも言及した（(2)参照）が、この点を筆頭の理由としていた。

表4（54～55頁）にて紹介している回答内容の詳細を見るに、h夫妻・m妻共に、実父に養育費支払いをはじめとする子の養育責任を果たさせ続けたいとの考えの下、実父に対するその旨のメッセージという想いを込めての縁組しないという選択であることが推察される。そして、その根底には、特に実母における、実父が子の養育責任を果たし

しない理由として指摘した当事者（継父子ケース）の回答内容一覧

m①②	i①		ケース名
（回答＝m妻（実母））	i妻（回答＝i妻（実母））		意向の主体（回答者）
5～6年	約3～4年（事実婚）		婚姻期間
→中学生 小学校高学年	小学校高学年→15歳以上（未成年）		子の年齢 （婚姻時→調査時）
理由	展望	意味・影響	理由
第一の理由（主たる理由）→表4参照（別居実父の子の養育責任軽減の回避） 第二の理由（付加的な理由）…「自分の身に何かあった時にm夫にかかる負担…（及び）養子縁組を解消され（て子がたらい回しになる可能性）…が気になったので、子どもの年齢が上がるまで様子を見ようと思ったから。（自分が死んだ場合、子らを）今の主人が育てていくってことになると、主人もまだ若い（婚姻当初は二〇代・筆者追加）のに再婚なんて絶対無理だと…それも気の毒だなと」	将来的な縁組の可能性を否定。	「（特に、i妻自身が死亡した時の子に関する諸手続の問題を考えると）安心して死ねないというか、上の子（i①子）が大きくなるまで」	第一の理由（主たる理由）→表2参照（子の氏の変更に対する抵抗） 第二の理由（付加的な理由）…「あとやっぱり…i①子は私の子ども だから、彼（i夫）に養育の責任とか相続権とかが発生するのはおかしいと思ったんですね」	縁組していないことについて ・縁組していない理由（傍線は筆者） ・縁組していないことが継父子関係において持つ心理的な意味・実生活上の不便 ・将来的な縁組の可能性に関する展望
への意識	子の扶養		関係性	背景
・m夫…m妻曰く「お父さんの役割をする人ではあるけれど、お父さんではないという考え方…お父さん代理…以上のものになろうとしてはいけないと思ったのかもしれない…（但し）子ども達を一人の人間として、大人になるまで…育て上げることが自分の役割とは思っている」	i妻はフルタイム勤務で、i①子の生活費はi夫と、教育費は別居実父と分担。		「i夫はたぶんi①子に対してどういうスタンスでいけばいいのか分からないから。思春期の親として、（例えば、教育・進路の決定に関して）決めるときに自分は何なんだという気持ちを抱えていると思う」	・継父子の関係性に対する夫婦らの意識・認識 ・子の扶養への継父の寄与 ・別居実子との関係（sのみ）

表３　「⑵継父子間の親権・扶養・相続等の法的効果への抵抗」を縁組

s①					
s夫（回答＝s夫（継父））			m妻		
12〜13年					
学齢期前→15歳以上（未成年）			①子＝小学校低学年 ②子＝学齢期前→		
展望	意味・影響	理由	展望	意味・影響	
将来的な縁組の可能性を否定。なおs夫の遺産をs①子に一切相続させないという趣旨ではなく、むしろs夫先死時には法定相続分に従い、s妻を経由してs①子に遺産の一部を承継させることを予定している。	・心理的意味…「法律的にどうというよりも、その思いが…大切だから。…形に拘らないというか」 ・実生活上の不便…「（親権がなくて日常生活で困ったことは）一回もないですね」	「（前婚の離婚に関して）自分の身勝手…責任において、子どもがいながら離婚することになって、その後に…（自分の相続問題）が発生した時に、（s①子には）障害があるわけだから…自分の（前婚の）子ども達に…s①子との間で、そういうやりとりをさせるのは、非常に自分の子ども達に対して申し訳ないなという気持ちがあった」	m妻…子がm夫の負担にならず、かつ縁組につき自ら判断できる年齢になってから再検討する意向。特に相続関係の調整の目的に加え、複雑な家族構成が子の就職等の際に子の不利益になることが気がかりだから。 m夫…妻子に都合の良い時期にすれば良いとの考え。	・心理的意味…「便宜上（縁組）していないだけだったので、（気持ちの問題としては）…子どもと一緒に住めれば、別に親権がどうとか養子にするとかしないとか、私達の中ではどうでも良かった」	第三の理由（付加的な理由）→本文（4）参照
別居実子	子の扶養	継父子の関係性	子の扶養	継父子の関係性	
s夫は前婚の実子が三名おり、養育費支払いを行っているが、面会交流は子の実母の反対により長年途絶。	ほぼ専らs夫が負担。なお、s①子は調査の二カ月前に障害者施設入所。	「（s①子は障害児で）守らなければいけない存在ですよね…自分の中では…s①子と家内は一心同体…だから、なるべく二人が、こう落ち着いた状況で楽しく過ごせる…気持ち良く生きられるようになって欲しいなっていうところから、そういう（s①子を守るという）風な気持ちを維持させているという感じです」	m妻は専業主婦で、m夫の収入と実父の養育費から負担。	・m妻…「子らに関してn夫に迷惑をかけてはいけない」という婚姻当初の心境は次第に薄れ、最近は子らをm夫と「二人で育てていけばいいんだ」との考えに至っている。	

理由として指摘した当事者（継父子ケース）の回答内容一覧

h①②③	ケース名
(回答＝h夫妻（継父実母))	意向の主体
3～4年	婚姻期間
小学校高学年、②子＝小学校高学年→中学生 15歳以上（未成年）	子の年齢 （婚姻時→調査時）

影響	理由	
・心理的意味…「考えたことないです…そこ（縁組の有無）に重きは置いていない…子どもとの直接な人間的な信頼関係を築くほうが大事だと思っています。そのための手段として、（養子縁組が）必要だなと判断すればするだけですね。今は一緒の時間を過ごすとか、一緒の思い出を作るとか、子どもの教育のために何ができるかとか、サポートすることのほうが重要で、この話までは意識はしておりません。優先順位が低いのかもしれません…（縁組したから親子にな	第一の理由…「（h夫が子と同居している）からといって、実親の責任がなくなるわけではないということを（実父）にももっと分かって欲しくて、今は養子縁組をしないで（います）」（h妻） 「（実父の支払う養育費は）子ども達のもの…相手（実父）の義務みたいなものかなぁと…（子と離れて暮らす実父においては）それが子ども達に対する愛情表現の大部分を、会えない分占めてしまっている…その責任を果たすことが子どもに対する愛情表現かなとも思っていて…子どもの権利を守るって言ったら変な言い方ですけど、もうこれ以上は絶対に（養育費の額を）下げませんっていうのは今の私のスタンスですね」（h夫） 第二の理由→本文(4)その他（子の成熟を待ちたい）参照 （※「第一の理由、第二の理由」は並列的な位置づけで、重要性の差異を確認できなかった）	縁組していないことについて ・縁組していない理由（傍線は筆者） ・縁組していないことが継父子関係において持つ心理的意味・実生活上の不便 ・将来的な縁組の具体的可能性
関係性	**実父の関与状況**	
夫妻共に「実親子同然」との意識。 具体的には「（子らは）うちの子」、「ホームはうち」（以上、h夫妻） 「僕と妻と子ども三人で一つの家族」、	・現状…面会交流は二・三回／年・宿泊なし。養育費支払いはあるが、実父から二回減額請求。一度目（h夫婦の婚姻時）は減額が成立したが、二度目の請求（実父自身の婚姻時）は調停においてh夫妻側が拒否。なお支払われた養育費は将来子に渡すべく貯蓄。 ・実父の発言…「（h夫婦の婚姻の報告時、h夫に対し、子連れのh妻と）結婚するなら、それなりの覚悟があるんだろうから、子ども達の成長も責任を負え」、「（子の氏）を変えたら自分の子ではない」、「（h夫）が子ども達と養子縁組したら、もう自分には金を払う義務も親としての義務も一切ない」	背景 ・実父の関与状況 ・継父子の関係性に対する夫婦らの意識・認識（hのみ） ・その他（hのみ）

表４　「⑶実父子関係に及ぶ法的影響への抵抗」を縁組しない

m①②					
m妻（回答＝m妻（実母））				h夫妻	
4～5年					
①子＝小学校低学年→中学生 ②子＝学齢期前→小学校高学年				①子＝小学校低学年→ ③子＝小学校高学年→	
展望	意味・影響	理由		展望	意味・
↓表3参照	・心理的意味…「便宜上（縁組）していないだけだったので、（気持ちの問題としては）…子どもと一緒に住めれば、別に親権がどうとか養子にするとかしないとか、私達の中ではどうでも良かった」	第一の理由（主たる理由）…「ここで（実父に）養子縁組したと言ってしまうと、更に子どもに対する、良い意味での重荷がなくなってしま（って）…養育費を打ち切ってしまったりとか面接とかも面倒になるのが一番怖かったです。離婚はしてしまったし親権者でもなくなったけれども、パパさん（実父）のほうにまだパパであるということを認識していて欲しかったから…（子が実父と）会うことでお父さんとしての背中を見ながら育って欲しいっていうのを私が伝えたいっていう気持ち」 第二の理由（付加的な理由）→表3参照（親権の発生） 第三の理由（付加的な理由）→本文⑷参照（継父方祖父母との関係悪化）		子が二〇歳になってから、子の意思を軸に改めて検討する予定（→本文⑷へ）。	るというものでは）ない…親は（なろうと思って）なるもんだし、と（思います）」（h夫） ・実生活上の不便…日常生活ではなし（h夫）。 但し、実母死亡時における子の処遇及び相続関係を整えるために夫妻で遺言を作成予定。 「（実父の許へ移ることは、）子ども達も望んでいない…生活環境ががらっと変わってしまうので…遺言を書いて（h夫）を後見人にしたい」（h妻）
実父の関与状況				その他	継父子の
・現状…面会は一二回／年。養育費支払いあり。 ・経緯…実父母の離婚後は実父が子らの親権者となり、子は近距離にある実父母の住居間を行き来していた。 しかし、m妻の再婚後、実父とm妻の関係が悪化したことから、m妻が子の親権者になり完全に引き取る形でm夫婦及び子らが転居。以後実父子間の面会交流は激減、養育費も若干減額。 ・m妻の意識…もともと「大人三人で子ども達を育てたい」と希望していたが、子の養育に対して今ひとつ真摯でないように見える実父への不満があった。現在は、「（子らにとって）前のパパさんはお祖父ちゃんみたいな感じ…血がつながってい…て、かわいがってくれる」、たまに遊びにいく場所に過ぎないという認識である。				・扶養…主にh夫が負担。 ・h夫自身の実子なし。	「実父の家に遊びにいく…としても『行ってきます』と言って家を出ていって、『ただいま』って家に帰って来るもの」（以上、h夫）等という認識である。

続けることは基本的に子にとって好ましいという考え、及び、夫妻から見れば子の養育に対して真摯でないように映る実父への不信感が見られた。なお、両ケース共に、実父子間の面会交流・養育費支払いの頻度・額は再婚後に減少していた。そして、継父が子の養育に積極的に取り組み、継父子関係は密接・良好であるという認識もあってか、実父の存在は子にとって周辺的なものであるというのが、回答者らの実父子関係に対する評価であった。

その他のケースでは、縁組しないという選択における実親の存在の意味への言及はなかった。再婚が実父子の交流に及ぼした影響は様々であった（詳細は前掲表1参照）。

⑷　その他――判断の保留と今後の検討可能性――

h夫妻は、調査時点において縁組していないもう一つの理由として、子が成人してから子自身の選択として縁組したいと答えていた。h夫は次のように語った。

「（子どもの意思が）まだ分からないですからね。大人の都合だけで養子（縁組）も決めたくなかったので、子どもにも納得というかそういう分別がつくようになってから、話し合って決めていこうと思っていたので……まだ養子縁組をしたいわけでもない」

子の成熟を待って養子縁組について改めて判断したいという意向は、子が夫の負担にならない段階になるまで縁組を待つというm妻にも見られたと言えよう（前掲表3参照）。また、a妻及びn夫は、当座縁組しない理由というよりも、将来的な展望として子が成熟・独立する等の段階での縁組の再検討の意向を示していた。対して、i①・j①③・s①については将来的な縁組の可能性は否定されていた（前掲表2・3参照）。

その他の縁組しない理由としては、m妻が継父方祖父母との関係悪化から、子が継父方の「家」に入ることへの抵

抗感を補足的に指摘した。更に、事実婚であったl妻（j妻と同一人物）は、特に具体的な理由を示すことなく単に縁組締結を望まなかったと答えた。その前婚（法律婚）では縁組を婚姻に伴う当然の手続と捉えて行っており[19]、そのような観点から、事実婚であったので縁組しなかったと考えられる。

2　継母子ケース

継母子ケースの回答者は、o夫（実父）がo妻と共に回答した他は全て継母で、そのうちd・e妻を除く全員が縁組しないという状況を意識的に作出していた[20]。o夫は縁組を望む気持ちもないわけではなかったが、縁組を望まないo妻の意思を尊重したとのことであった。また、f妻はf夫（実父）の縁組に対する消極的な姿勢を、縁組していない経緯として指摘したが、そのf夫の意思の具体的内容に関する明確な説明は得られなかった。従って、本項にて縁組しないという状況の実質的な作出主体として分析対象とするのは、b・c・f・g・j・k・o・p・q・r・t・u妻である。以下では、継父子ケースと同様に、回答者達が縁組に伴う法的効果をいかに捉えているかを軸に、各ケースが縁組していないという状況に至った理由・経緯に関する回答内容を眺める。但し、継母による語りの多くは、継父子ケースと異なり、縁組に伴う法的効果への抵抗感だけでなく、継母子の関係性をめぐる継母の心理状況が、縁組していないという状況の背景ひいては直接的な要因であることを示唆していたので、この点にも注目する（なお、以下に紹介する語りは、o夫分以外は全て継母によるものである）。

(1)　継母子間の親権・扶養・相続――継母の義務・子の権利として――

最初に、子の監護養育や相続をめぐる継母の義務・子の権利の発生に対する拒否感に言及した継母達の回答内容を見る。これら継母達の親権・扶養・相続に関する法的効果に対する抵抗感の内容を、継母達から見た各効果の実質的意味という観点から分析すると、その抵抗感は主に次の三つに向けられていたように思われた。

(i)　日常的な子の養育における心理的なプレッシャー（親権・扶養）

(ii)　配偶者死亡時の子の引き取り・養育の負担（親権・扶養）

(iii)　子の財産的受益（扶養・相続）

c・g妻は主に(i)・(iii)、b・r妻は主に(ii)、p妻は(iii)の視点を有していた。以下、各ケースの回答内容を表5（60～61頁）にまとめた上で、各項目ごとに詳細を眺める。

(i)　日常的な子の養育における心理的なプレッシャー（親権・扶養）：c妻は実態として子の監護を、g妻は加えて子の扶養も担っていながら、そのような実際の養育負担に関する法的な義務を負うことへの拒否感を示唆した。法的な義務を負わなければ、子の養育から解放される可能性を思い描くことができる。そのことが心理的な逃げ場になる、というのである。縁組は解消可能なものであるが、c妻は「養子縁組するのは簡単だけど、解消するのは大変」という認識を示していた。このc・g妻はいずれも婚姻から比較的日が浅く、子の養育の真っ最中にある。共に継母子の関係性について「（継子は）同居人」と表現し、子の養育をめぐるストレスを訴えていた。

(ii)　配偶者死亡時の子の引き取り・養育の負担（親権・扶養）：「法的な義務」が継母の逃げ場を奪うという点について、b・r妻は日常生活上の心理的なプレッシャーというよりも、特に夫（実父）先死等の有事における子の引き取り・養育の現実的負担という観点から義務負担に対する拒否感を示した。縁組の解消可能性は、c・g妻と同じく重視しなかったようである。その背景事情として、b妻は養育下にあるb②子が病気療養中で、監護による心身の負担が大きいことを訴えていた。対して、r妻は既に養育を終えており、婚姻当初を振り返って子を背負うリスクを引き受けたくなかったという当時の慎重さを指摘したもので、将来的な縁組の可能性も示唆していた。

(iii)　子の財産的受益（扶養・相続）：c・g妻は(i)法的義務がもたらす心理的プレッシャーという点に加え、子の財産的な受益という点でも縁組に抵抗を示した。特にフルタイムの職業に従事するg妻は、扶養・相続という形で自身の収入が子に渡ることへの不服を表現した。但しc妻が将来的な縁組の可能性を明確に否定したのに対し、g妻は実

子がいないことから最終的な相続関係の調整の必要性を意識し、縁組の可能性を示唆した。また、p妻も特に婚姻当初における相続権の発生への抵抗を指摘したが、時間を重ねる中でスタンスの変化も生じていた（後掲表6参照）。

それでは、これら(i)～(iii)の点は、各点を縁組しない直接の理由として指摘しなかった継母達においては、どのように受け止められていただろうか。

(i) 日常的な子の養育における心理的なプレッシャー（親権・扶養）：後述する通り、c・g妻と同様「継子を自分の子と思えない」と語る継母の一部に、これと近い縁組の捉え方が認められた（後掲表7参照）。また、t妻は、既に成人・独立したt①子との葛藤も含んでいた養育期間を振り返って、縁組していないことによる気楽さと寂しさの共存する複雑な心理を表現した（後掲表8参照）。他方、b妻（前掲表5参照）のように、たとえ継子の養育をめぐって葛藤や違和感を抱えるケースであっても、縁組していないことが心理的な逃げ道になるとは限らず、他にも、現実に子と共に暮らす中で義務感は必然的に湧いてくるという回答もあった（k・q妻、後掲表6・表7参照）。

なお、日常生活上の親権の働きという点で、親権を欠くことによる不都合は、o妻が子名義の銀行口座に関する手続時の不便を訴えたほかは特に指摘されず、r妻のように、子の養育のためという意味では縁組は不要という見解を示すケースも散見された。

(ii) 配偶者死亡時における子の引き取り・養育の負担（親権）：縁組しない理由としてこの点に言及しなかった継母のうち、調査時点で子を養育中である継母に対して、あくまで調査時点における抽象的意思として、万一の実父先死時における子の引き取りへの姿勢を尋ねたところ、立場は分かれていた。f妻は引き取り意思を否定したが、j（④子についてのみ）・k・p妻は、子が希望すれば等の留保も示しつつ引き取りの可能性を示唆した。後者はいずれも将来的な縁組の可能性も示唆していたケースである（後掲表6参照）。ちなみに、この点の回答において、縁組しなければ、継母が子を引き取るのは不可能であるという法的認識を示す継母も散見された。

の抵抗」を縁組しない理由として指摘した当事者（継母子ケース）の回答内容一覧

ケース名	c①＝理由（ⅰ）（ⅲ）				g①②＝理由（ⅰ）（ⅲ）		
婚姻期間	1～2年				約2年		
子の年齢（婚姻時→調査時）	学齢期前→学齢期前				①子＝小学校高学年→中学生 ②子＝小学校低学年→小学校高学年		
縁組していないことについて ・縁組していない理由（傍線は筆者） ・縁組していないことが継母子関係において持つ心理的な意味・実生活上の不便 ・将来的な縁組の可能性に関する展望	理由	意味・影響	展望		理由	意味・影響	展望
	「（縁組の効果として）相続のことと、養育する義務があるとか…だったらしたくないなと思って決めました…（特に自分の）親が一生懸命貯めた（財産が、自分の相続後に）自分の関係のない子どもに行ってしまうのはちょっと納得できない」	・心理的意味…「逆に縁組すると…一生親子として行かなければならない…と思うと自分にはプレッシャー」 ・実生活上の不便…なし	将来的な縁組の可能性を否定。		「今の時点での気持ちでは、私の財産があの子達に行くのは嫌なんですね。…実際、今現在あの子達にお金を使っているのも嫌だし、死んだ後にもあの子達に行くのかなと思うと…自分が一生懸命働いたお金を他人の子どもに、って思っちゃう」	・心理的意味…「養子縁組したら尚更…（子の養育から）逃げられなくなっちゃう気がして…今のところは一応やるけど、嫌だったら逃げればいい…離婚すればいいやっていう気持ちがあるから（こそ）反対にやって行けるから…そういう気持ち的な問題ですね」 ・実生活上の不便…日常生活ではなし	「（自分が）死んだ後、揉めるよなって…いずれはですね、気持ちが落ち着いたら（縁組）したほうがいいのかなぁとは思いますけれど。継子とはいえ子どもがいて、養子縁組していなかったから財産が（甥・姪）に行っちゃったっていうのもちょっとどうかな、とも」
背景 ・継母子の関係性に対する意識 ・その他（継母の子の扶養への寄与・継母の実子の有無）	継母子の関係性		その他		継母子の関係性		その他
	c妻にとってc①子は「子どもというより同居人…（特に実子と比較して、）連れ子は他人なんだなと…自分の中で余り抱え込まないように（している）」 但し、c①子については「相当ちゃんとできている子だと思う」と評価。		・扶養…専らc夫が負担。 ・c夫婦間の実子あり。		「私からすると（子らは）手のかかる同居人って感じ。まだ家族って感じがしない…もちろん親子でもないし…（子にとっては）お母さん的立場にいる人みたいな感じかな」		・扶養…g妻はフルタイム勤務で子の扶養を分担。 ・g妻自身の実子なし。

表５　「⑴継母子間の親権・扶養・相続等の発生（継母の義務・子の権利として）へ

p①②＝理由（ⅲ）			r①②③＝理由（ⅱ）			b①②＝理由（ⅱ）		
約７年			10年超			１～２年		
①子＝学齢期前→中学生 ②子＝学齢期前→ 小学校高学年			①子＝中学生→成年 ②子＝小学校高学年→成年 ③子＝小学校高学年→成年			①子＝15歳以上（未成年）→成年 ②子＝中学生→15歳以上（未成年）		
展望	意味・影響	理由	展望	意味・影響	理由	展望	意味・影響	理由
将来的な縁組の可能性を肯定→表６参照	→表６参照	第一の理由…「（婚姻当時）まず仲良くなれるかも全然分からないので、（縁組）なんて考えられへん。もし私とかが死んだ場合にね、（相続をめぐる）話が複雑になるでしょ。（財産が）あるわけじゃないけど」 第二の理由→表６参照	「（ｒ夫の相続において居住不動産）を残す形の場合は遺言か養子縁組かは、話し合いが必要でしょうね」	・実生活上の不便…「ほとんどないに等しい…『私には権利がない』（ことを）日本の生活上の場面で突きつけられるような事態というのがないんだなと」	「養子縁組するということは、子どもと私がお互いに責任がある、義務と権利が発生するってことですよね。あの時点（婚姻時）では…私にもまだそこまでの覚悟がなかった。例えば夫が亡くなったとして、その時点で、私が扶養していく覚悟とか、そこまでの気持ちはなかったので…縁組するのは私にとってリスクがあるなって思いました」	将来的な縁組の可能性を否定。	・心理的意味…「（縁組）していないから私は家族じゃないという感じでもない…普段生活している中では…全然ないですね」 ・実生活上の不便…なし	「万が一、主人が先立つことがあった場合に、じゃあ主人の子どもの親として親権を持って養育できますかと言われれば、できませんと答えるので…（引取りという事態は）困るので、養子縁組したくありません。主人がいるからこそ頑張ろうと思えるので」
その他	継母子の関係性		その他	継母子の関係性		その他	継母子の関係性	
・ｐ妻はパート主婦。 ・ｐ妻自身の実子なし。	→表６参照		・扶養…ｒ妻は専業主婦でｒ夫が専ら負担。 ・ｒ妻自身の実子なし。	「（養育期間中は）親という感じではなく、ずっと持ち上がりの担任教師のような感覚」 「（調査時点では）お互い大人になったので、近しい大人同士の関係…社会人の先輩とかそんな感じじゃないでしょうかね」 「（子ら）は私のことを家族とは捉えてくれているよう」	・扶養…ｂ妻はパート収入から分担。 ・ｂ妻自身の実子なし。	「（婚姻時、既に子の年齢が大きかったので）母親みたいなことはやってあげるけれども、母親として期待されたら困る」との意識。 ｂ①子は婚姻後間もなく独立、関わりは乏しく「どこかよその子と話している感じは拭えない」 ｂ②子は同居中だが病気を抱えており、養育をめぐって「非常に容易ならない状態が続いている」	

(iii) 子の財産的受益（扶養・相続）：扶養については、g妻のほかに調査時点でフルタイム勤務に従事していた継母はj・k妻で、k妻は子の扶養を分担していた。「（教育費の負担に）積極的に関わることで……自分がやっているという気になるんですよ。自分のモチベーションが上がるというか」と語っていた（表6参照）。他方、相続に関しては、j（④子のみ）・k・r・u妻が特に相続関係の調整のための将来的な縁組の可能性を示唆した。いずれもg妻と同様、夫婦間の実子がいない等の事情で相続関係が複雑化することへの懸念に言及していた（前掲表5・表6参照）。対して、o・t妻は相続等の財産関係について、特に考えていなかったと答えた。共に夫婦間の実子がいるケースである（後掲表7・表8参照）。

(2) 子の継母に対する扶養義務――判断の保留として――

子が成熟後に継母に対する扶養義務を負う効果（民法八七七条一項）を、縁組を躊躇する理由として指摘したのがk・p・u妻である。この義務は程度の高いものではないが、縁組に伴う子側のデメリットとして捉えられていた。k・u妻は縁組をしていない具体的な理由としてはこの点のみを指摘した。p妻は婚姻当初は相続関係発生への抵抗感も抱えていたが（(1)参照）、時間の蓄積を経て継母子関係が安定してきた現在では、むしろこの点に重きを置いていた。回答内容の詳細は表6（64～65頁）の通りである。

概容を確認するに、三名とも縁組そのものに対する絶対的な拒絶感情を示すというより、縁組のデメリットを当事者――特に子自身が理解した上で、子が自らの意思において縁組するという点を重視し、その点の決着が付くまで――特に一五歳未満のk②・p①②子については法的に縁組能力を得るまで――判断を保留しているという状況であった。また、u①②子は実母と死別しているが、k①②・p①②子は実母が健在である。そこで、k・p妻は、子が実母・継母の両方に対して二重の義務を負う点を強く意識していた。また、三名いずれも自身の実子がおらず、ゆえに、その子との関係性として、通常の実親子関係との具体的な違いが分からないと語っていた。そして、このうちk

①②・u①②は本調査後に縁組を行った。u①②子は既に成年、k①②子はk②子が一五歳になるのを待って、各々子の意思確認を経て、縁組したものである。

なお、以上に対し、他の継母からは子の側の扶養義務発生に対する懸念への言及はなかった。

(3) 継母子の関係性をめぐる心理――親子と名乗ることへの違和感――

f・j・o・q・t妻は縁組しない理由として、縁組の法的効果の発生それ自体への抵抗感を指摘しなかった。そして、t妻を除き、子との関係性が所謂「親子」関係とは異なり、縁組により法的な親子になることに心理的負担や違和感を覚えると示唆した。詳細は表7（66～67頁）の通りである。

j妻は、継親が親としての責任を負うことを当然視する世間の風潮に対する抵抗感を強調しながら、「戸籍上親子になることの心理的な負担」を表した。縁組による心理的負担の指摘は、親権・扶養義務の発生に伴う心理的負担を拒否するc・g妻にも通じる（(1)参照）。但し、j妻は縁組に伴う具体的義務よりも「戸籍上の親子」という記載による影響を問題としており、この点で縁組の捉え方や説明の仕方が異なるとも言える。法学部出身のo妻は法学的素養が窺われたが、やはり縁組に伴う具体的な効果よりも、継母子の関係性をめぐる継母の心理の問題として説明した。f妻は、縁組を望まない理由に関する語りは曖昧であるが、やはりf①子と法的な「親子」の間柄ではないという状況はf①子との関係性に沿うものであるとの意識を示唆した。

対して、以上とは異なる観点から、継母子の関係性と縁組によって「親子」関係を結ぶこととのズレを説明したのがq妻である。[21] q妻においては、「（娘にとって）お母さん（実母）という存在がすごく明確で身近……お母さんも娘に会いたい、娘もお母さんに会いたいっていう環境」の中で、q妻が母親になることを意味する縁組を提案することは難しかった、というのである。q妻にとっては子が重荷であるというよりも、子がq妻に「母親」たることを求めていないという点が重要であったと言えよう。

理由として指摘した当事者（継母子ケース）の回答内容一覧

ケース名	k①②
婚姻期間	4～5年
子の年齢（婚姻時→調査時）	①子＝中学生→15歳以上（未成年） ②子＝小学校高学年→中学生

	理由	意味・影響	展望
縁組していないことについて ・縁組していない理由（傍線は筆者） ・縁組していないことが継母子関係において持つ心理的な意味・実生活上の不便 ・将来的な縁組の可能性に関する展望	「子どもが成人した後に（k妻に対して）扶養義務を負うことが引っかかる。死別であれば養子縁組をしていたと思うのですが、実母と養母の二人共生きているというのが、（子は実母との）交流もあるし母親が嫌いで別居しているわけではないので、実母の気持ちを考えると、女としてどうなのかなという気持ちがあります」	・心理的意味…「養子縁組してないからといって気が楽とは思いません…一緒に暮らしていて一応保護者的に…危ないこととかは守らなきゃいけないという…大人として（の責任が）あります」 「（扶養義務はなくとも、教育費を負担し）積極的に関わることで、何となく自分がやっているという気になるんですよ。自分のモチベーションが上がるというか。それで、今後養子縁組（をする）という時に…（縁組しようと）堂々と言えるかなと思っているので、その分今は頑張らなければと思います」 ・実生活上の不便…ほとんどの手続においては支障なし。	「（k夫は縁組に積極的で、k①②子の賛成も既に得ているが）k妻はk②子が一五歳になって自分で承諾してから（k①②子合わせて縁組）したい」 「（k夫先死時の相続について、k妻の相続分は）子どもには行かないって。そう思うとまずい…（k妻には）兄弟の子も五人いるので…私の親族がごたごたするのも嫌なので、すっきりしたい」 →本調査後に縁組を行ったとの報告あり。

	関係性	その他
背景 ・継母子の関係性に対する当事者らの意識・認識 ・その他（実母との関わり、子の扶養への継母の寄与継母の実子の有無）	k妻にとって「『うちの子』。…『実の子』という感覚が持てないのは、自分に子どもがいないから…今の関係がどの位のものか分からないからです」 特に共に過ごした時間の長い②子との距離が近い。	・実母…面会は一・二回／年。養育費支払いはなし。k妻は「（実母は）とてもしっかりした方だったようで、うちの子ども達は躾がしっかりできていて」と評価。 ・扶養…夫婦は共働きで、子の生活費はk夫、教育費はk妻が負担（子のスポーツ活動に多額の費用を要している）。 ・k妻自身の実子なし。 ・なお、k妻は自身の老後を子らに面倒を見てもらうつもりはないとのこと。

表６　「⑵子の継母に対する扶養義務への抵抗」を縁組しない

u①②			p①②		
20年超			約７年		
①子＝小学校高学年→成年 ②子＝学齢期前→成年			①子＝学齢期前→中学生 ②子＝学齢期前→小学校高学年		
理由	意味・影響	展望	理由	意味・影響	展望
第一の理由→表5参照（相続関係発生への抵抗） 第二の理由…「（子の）実の両親が今のところ生きているじゃないですか。ってことは…二人の老後に対して、あの子達は義務があるんですよ。そこに私が養子縁組をしてしまうと、三人も見ないといけないわけでしょ。それはやっぱり、子どもには負わせられないと思っているので」	・心理的意味…「戸籍上お母さんじゃないのに、学校とかでお母さんとして振る舞うことにものすごい抵抗がありましたね。（他方で）一緒に住んでいるこの状況が親子だと思っているので…別に書類に拘ることではないのかなあと半分思っている部分もあります」	「（子が縁組のデメリットを理解でき、法的に縁組能力を備える年齢になって、子）の意思が尊重できるようになった時に、『お母さんになって欲しい』と言われたら、縁組しても良い…し、そんな風に思われない母親なら、もう別にしなくても良いかな」	「あの子らに私の世話（の義務）が発生するとなるとそれは気の毒かなという気がして、まぁ、それはちょっと無理かなという気がしていますので。私としては、もう一度その辺の詳しい…（縁組の）マイナス面（等を）その辺考えてからしようかなと」	u妻は養育期間中は継母子間に法的な親子関係がないということは知らなかった。	「（近年、u夫が老後を意識して積極的に検討を始めたが）私はしなきゃしないでいいからと今でも思っていますのでね」 →本調査後に縁組を行ったとの報告あり。
継母子の関係性への意識			その他	継母子の関係性	その他
「（婚姻当初は）親にはなれないけれども身近な保護者として…近所のおばちゃん的な感覚で…良いことはい良いこと、悪いことは悪いことって、叱れる立場」を志向していた。その後、特に①子との間で激しい葛藤を抱えた時期もあり、また自身の実子がいないので、具体的に実親子と同様の感覚かは分からないが、関係が安定した今では、自分は「産みの親より育ての親」の「育ての親」であるという認識。			・実母…面会なし、養育費支払いあり。 ・扶養…p妻はパート主婦で、扶養は主に継父が負担。 ・p妻自身の実子なし。	「（養育期間中は）母親として、という気持ちはあったでしょうけれども母親じゃないわけで…それ…よりも毎日ともかく無事にクリアに過ごしていくことのほうが（重要だった）」 「（現在では）独特な、本当の親ではないと思いますわ…他人かというと他人ではないし、身内っていう表現があたるのか。ちょっと表現しにくい…でも家族は家族」	・扶養…u妻は子の養育中はほぼ専業主婦で専らu夫が負担。 ・実母は死別。 ・u妻自身の実子なし。

理由として指摘した当事者（継母子ケース）の回答内容一覧

ケース名	j ②④				o①	
婚姻期間	約４年				６～７年	
子の年齢（婚姻時→調査時）	②子＝中学生→15歳以上（未成年） ④子＝学齢期前→小学校低学年				高学年→15歳以上（未成年）	
縁組していないことについて ・縁組していない理由（傍線は筆者） ・縁組していないことが継母子関係において持つ心理的な意味・実生活上の不便 ・将来的な縁組の可能性に関する展望	理由	意味・影響	展望		理由	意味・影響
	「気持ちの部分が大きいかな。なんかそこまで引き受けたくないっていうか、養子縁組しちゃうと、戸籍上親子になるわけだから、所詮は人の子だからって言えなくなっちゃう」	・心理的意味…「かなり楽です。④子を…（周囲に）紹介する時に、夫の子ですって言うもん」 ・実生活上の不便…なし。	②子については縁組の可能性を否定。 ④子については、相続関係の調整及びj夫死亡時の引き取りの目的で、縁組の可能性を示唆。 「（④子は）うちの子だから、（j妻の財産を）この子にも相続させてあげたいから、養子縁組か遺言状が必要かなって」 「（実父死亡時には④子を）…元嫁（実母）になんかやれないと思う。それでね…（実母が親権者になること）を避けるためには、縁組しといたほうがいいかな」		「養子縁組しないほうが自然だから。…実際自分が暮らしてみて、やっぱり『実の子じゃないな』っていろんな意味で思うシーンが多かったので…私の場合は養子縁組しなかったのは、金銭面で私の財産を相続させたくないとかは余り考えていなくて、気持ちの面で本当に親子になれるのかが大きいですね」	・実際的影響…銀行等での手続時の不便を指摘「（継母子関係を）他人に証明するものがない…一緒に住んでいて、母親っぽいことしているけれど、結局他人だから…（親の）代わり…とか言っても通用しない」
背景 ・継母子の関係性に対する当事者らの意識・認識 ・その他	継母子の関係性				継母子の関係性	
	夫妻共に子連れ再婚で、双方の連れ子はできる限り各々が監護・扶養を担うスタンス。特にj妻は継親であることで「周りに（子を育てる責任）を強いられる風潮が…が嫌だった」 ②子は婚姻から三年後に別居したことで、j妻は「家族の枠から外してしまってる」（なお②子は夫の前妻の実子を前婚解消時に夫が引き取った子（縁組したが離縁））。 ④子は幼い頃からj妻が世話をしており、葛藤や違和感は薄い。j妻は「（自分は④子にとって）お母さんに近い存在だと思う。今、（実母）に会えてないから。特にそこを求める部分は大きいかな」と自認。				o妻…「親戚のおばちゃん、お姉ちゃん程度…何かあったら心配はするし、相談に乗るけれど位の気持ちだったんですよね。良くも悪くも」 o夫…「私は結婚当初…（o妻の役割への期待について）口では良き理解者というか、年の離れたお姉さんみたいな感じでいいよと言っていましたが、やっぱり母親代わりみたいなことをどこかで求めていた…娘もやっぱり母親代わりを求めていたと思います」と描写。	

表7　「⑶心理面（親子と名乗ることへの違和感）」を縁組しない

q①②			f①			
10年超（本調査の数カ月前に離婚）			2～3年			
①子＝小学校高学年→成年 ②子＝小学校低学年→成年			学齢期前→学齢期前			小学校
展望	意味・影響	理由	展望	意味・影響	理由	展望
将来的な縁組の可能性なし（調査前に離婚）。	「目の前の現実が全てだったので、『法律上親子じゃないから』ということは何もなかったです」	「実母の存在が身近で大きかったからですね…とてもじゃないですけれど、娘達に養子縁組しようとは言えないです」 「意図的に親子になるまいと）までは考えていなかったです。とにかくもう娘達の気持ちを考えて…もし実母さんと関わりがない（環境で）…（q妻を）『お母さん』と思いたいっていう子ども達の気持ちがあれば、法律上（の縁組も）したほうが良かったかもしれないですけれども、（既に年齢も高かった娘達が、実母と共に暮らしたいという）お母さんへの気持ちを正直に話してくれていたので」	将来的な縁組の可能性を否定。	・心理的な影響…「余り責任がなくて楽かなと思います。親子ではないなと感じることがあります」 ・実生活上の不便…なし。	婚姻当初にf夫に相談したが、f夫が消極的だったため。 f妻は「結婚当時は養母として責任を持ってもいいかなと思っていた」が、今は縁組したくないとのこと。	将来的な縁組の可能性を否定。相続については、o夫が、自身が引き受けていた亡実母の遺産を全て①子に相続させる予定で、遺言作成も検討中。
実母の関わり	継母子の関係性		その他		関係性	その他
・子が夫婦と同居中は、実母との面会は三五～四〇日／年・宿泊付。実母は車で三〇分の距離に居住。 ・調査時点では実母子が同居。	「お母さんじゃないけど…大きくなっていくための手助けをする係…家族の中の大人としての役割だった」という自己認識。更に「（婚姻時には）この子達の一番大事な時期を自分が担わなくてはいけない、私のやり様によってはどうにでも変わる…これは責任が重い（と感じた）」 ①子は高校生、②子は就職時に、各々実母の許へ転居。その原因は実父にあり「（子らにとってq妻は）育ててくれたq妻ちゃんという存在で、継母子関係がこじれたというわけでない」との説明を子らから受けた。 調査時点でも子との交流は継続中。		・f①子は難病を抱えている。 ・f妻は専業主婦、調査時点で夫婦間の子を出産予定あり。	・夫婦双方が子連れ再婚で、継父子間ではf夫の希望で縁組済み。	婚姻当初は「f①子の実母になると思っていた」が、その後、一緒に生活するうちに無理を感じた。	・①子はo夫婦との葛藤の末、本調査後に実父方祖父母宅へ転居予定。 ・o妻は途中までフルタイム勤務で子の扶養を分担。

最後にt妻であるが、縁組しない理由としては、婚姻当初において家族関係の先行きに対する不安が大きかった点を示した。詳細は表8（69頁）の通りである（なおp妻の同様の指摘について前掲表5参照）。

㈣　考察――縁組を行わないケースの当事者から見た継子養子縁組を中心に――

以上、継子養子縁組を行っていない理由・経緯に関する当事者の語りを確認した。抽象的で捉えにくい縁組しないという状況であるが、回答者は総じて、その状況に対する自身の考えを具体的詳細に説明していた。そこで、本節では継父子・継母子両ケースに関する語りの多様な内容を総合し、更には縁組したケースに関する拙論文の内容と適宜対比しながら、当事者から見た継子養子縁組の姿を整理し考察を加える。なお本節で「縁組した／しないケース」等と示す場合は本調査の対象ケースを指し、我が国の縁組した／しない継親子一般の状況を指すのではないことをことわっておく。

1　継親実親夫婦の婚姻に関わる問題として――氏・戸籍の持つ意味――

縁組しないという状況の作出に関わる要素として、まず、継親実親夫婦の婚姻及び継子養子縁組に伴う妻・子の氏・戸籍の変動の仕組みが注目される。縁組したケースでは継父子間の縁組の主たる目的は家族の氏・戸籍の統一にあったと推察されたが[22]、縁組しないケースをめぐっても「一組の夫婦と氏を同じくする子」という家族単位を原則とする戸籍制度が継子養子縁組の在り方において持つ大きな意味が浮かび上がる。

まず、縁組していない継父子ケースには、継父実母夫婦が法律婚であるケースと事実婚であるケースとがあった。法律婚ケースはいずれも継父の氏を婚姻氏とし、実母が氏を変更していた。ゆえに、継父子間で縁組する場合は子の氏を継父の氏に変更することになるが、この時、特に子自身が氏の変更に対する抵抗感を理由に縁組を拒否するケースが目立った。他方、事実婚ケースでは実母は氏を変更しない。そこで、実母の事実婚という選択と連動的に、子も

表８　「⑶心理面（その他）」を縁組しない理由として指摘した当事者（継母子ケース）の回答内容一覧

ケース名	t ①
婚姻期間	20年超
子の年齢（婚姻時→調査時）	小学校低学年→成年

縁組していないことについて ・縁組していない理由（傍線は筆者） ・縁組していないことが継父子関係において持つ心理的意味・実生活上の不便 ・将来的な縁組の可能性に関する展望	理由	意味・影響	展望
	「結婚生活が続くのかという不安のほうが大きくて、それが養子縁組をしなかった理由です。急いでしなければという意識はありませんでした」 「（結婚生活が）もし上手くいかなくなった時に、（縁組していると）①子の…戸籍が益々複雑になってしまうので、しばらくは様子を見ようかと…①子が大人になるまでには本人の意思も聞きたいと考えていたが…そうなる前に、①子と私が上手くいかなくなっていたので、そのままになってしまったという形ですね…（①子と縁組について）話はしましたが」	・心理的意味…「書類上も親子ではないという寂しさはありましたが、その分毎日の積み重ねで実質的に親子になっていこうと思っていました。（他方で）…①子の問題行動は全て継母のせいだと言われていた頃には、法律上の親ではないということが、自分を支える時もありました」 ・実生活上の不便…「特になかったです。学校のほうもどんどん簡略化されているみたいで（ＰＴＡの保護者名にｔ妻の名前を記入できた）」	将来的な縁組は未定。

背景 ・継母子の関係性の実情及び意識 ・その他	継母子の関係性	その他
	「結婚するということはこの子の親になるんだと、私自身も気負って肩に力が入っていたところもありますし、当然主人とか、主人の両親はそれを期待していたと思いますし、①子自身もお母さんができるみたいな感じで。そういう感じを皆が持ってスタートしたと思います」 「子育てしている時は、血がつながっていないですが、自分がしっかり育てなければいけないという気持ちでした。 子が独立した現在、（養育期間中を振り返って）真剣に向き合い、精一杯その時々やってきたが、結果的に失敗してしまったんだという思いがあります」	・扶養…夫が負担。 ・ｔ妻自身の実子あり。 ・実母…面会・養育費支払いなし。 ・①子は既に独立。

実母と共に従前の氏を維持するという選択の下で縁組しないケースと、逆に、子が自身及び実母の氏の変更を望まないがゆえに、養子縁組に加えて夫婦の法律婚までもが不可能になっているケースがあった。この二つは経緯は異なるが、結果的に縁組と婚姻・氏の問題が一体的に処理されている点は同じである。

以上のケースの核にあるのは子の氏に対する強い拘りである。[23] 但し、これらの子の中には一五歳未満で縁組能力を欠く子もいた。そして、その「縁組しない意思」は、縁組に伴う他の実体的効果を理解した上でのものではないと推察された。また、中には、その実親継親夫婦側ではむしろ縁組を望んでいるケースもあった。それら親側の縁組への意思は、氏・戸籍の統一だけでなく実体法的な効果への希望をも含むものであった。このように、継子養子縁組に関しては、厳密な問題状況は異なるものの、婚姻法に関する議論上指摘されているのと同様に、養親子の同氏という法的効果がむしろ縁組の要件と化し、同氏を拒否すれば、たとえ縁組に伴う他の実体的効果を意欲していてもこれを実現できないという状況が存在しているとも言えよう。

他方、継母子ケースは全て実父の氏を継母実父夫婦の婚姻氏とし、婚姻によって継母が子と氏・戸籍を同じくしていた。ゆえに、縁組に伴う子の氏の変更は問題にならなかった。但し、逆に、そのような婚姻に伴う継母子の同氏・同戸籍によって、継母子は自動的に法的な親子になった、あるいは継母子として親子同様の法的立場を得たものと相当期間にわたり誤解していたケースがあった。そして、その誤解のために縁組の機会をなし崩し的に逸していたというケースもあった。この点は先行研究上も指摘されていたが、本調査でもその実情を確認することができた。とはいえ、本調査の回答者のほとんどは、むしろ自ら調べる等して、養子縁組しなければ継親子は法的な親子ではないことを理解していた。但し、本回答者のサンプリングとして、当事者支援団体を通じて回答者募集を行ったこと等から、通常よりも家族関係に関する問題意識が強く、あるいは支援団体等を通じて法的な知識を得ている可能性が高いかもしれない。

なお、氏以外の点について夫婦の婚姻が有する意味を考えるに、縁組したケースの中には、継親における実親への愛情・誠意の証明を企図し、いわば「夫婦関係のための縁組」を行ったというケースがあった。[24] この点、縁組しないケースの一部においても、実親が本音では縁組を望んでいたことの示唆が認められたが、それでも継親は実親の希望に応えるべく縁組へ進むという選択をしなかった。この点から見ると、縁組しないという状況は、継親子関係を継親実親夫婦の婚姻関係から独立的な形で法的に位置づける当事者の姿勢を示唆するようにも見える。但し、逆に継親における婚姻関係の行く末に対する不安が縁組を躊躇させたケースもあった。やはり、夫婦の婚姻関係に関わる側面を含んでいると言えよう。

2　子の他方実親に関わる問題として

継子養子縁組に関する先行研究上、特に重視されているのが、継親子関係と他方実親子関係との両立調整の問題である。この点に関し、本調査では次の二点を確認した。

第一点は、縁組締結をめぐる判断プロセスへの他方実親の関与状況である。縁組したケースでは、親権を欠く他方実親は基本的に縁組締結の判断に関与していなかった。[25] 縁組しないケースでも、やはり親権を欠く他方（別居）実親は縁組の判断プロセスに全く参加せず、他方実親の反対が縁組の障害となっているケースはなかった。

第二点は、「縁組する／しない意思」の内容において他方実親の存在が持つ意味である。この点、縁組したケースにおける縁組意思の内容としては他方実親の存在はほとんど意味をなさなかった。[26] しかし、縁組しない意思の内容としては、他方実親の存在が次の(i)・(ii)の二点で重要な意味を持つケースがあった。それらを見るに、他方実親の存在をどのように位置づけるか、そして、その背景として子と他方実親がどのような関係を築いているかという点が持つ、縁組するか否かの分水嶺としての意義が浮彫となる。

(i)　他方実親に養育費支払い等の子に対する責任を果たさせる目的で縁組しないケースである。その根底には、同

居実親における、理念としての離婚後の共同養育による子の利益を尊重する姿勢、及び、他方実親に対する不信感が見られた。

(ii) 継親が子の他方実親との関係を尊重し、そこに自分が「親」として割り込むことに遠慮を覚えるケースである。当該実親子関係が良好であったり、当該実親を多少とも好意的に見ていたり等の事情を背景に窺わせるケースもあったが、継親の遠慮の宛先は基本的には子である。具体的には他方実親と同じ呼称を維持したいという子の希望の尊重や、成熟後の子が他方実親と継親の両方に対する扶養義務を負うことへの躊躇等が縁組しない理由となるが、より端的に「他方実親の存在ゆえに、継親に『親』を求めない」という子の心理をもって縁組しないという選択を説明する継親もいた。

3　継親子の関係性に関わる問題として

継親子の関係性は複雑微妙である。実態としては継親が実親に代わる養育役割を担っていても、意識としては継親子が互いに「親子」という関係性を自認・志向するとは限らない。特に継親にとっては、他方実親や祖父母による養育の痕跡が色濃く残る中で、途中から子の養育に参加することは多くの困難を伴う。にもかかわらず継親が「親」の代わりを務めることを周囲が当然視すれば、継親は一層ストレスを抱え、子の養育は益々困難になる。家族社会学の知見が示す、そうした継親子関係独特の難しさは、本調査の回答者も度々訴えるところであった。では、このような継親子の関係性をめぐる心理は、「養子縁組する／しない意思」の中でどのような意味を持つだろうか。

この点、縁組したケースでは、幾多の困難を経て育まれた「子の親になろう」という決意が、特に継母達を縁組へと進ませていた。[27] 対して、縁組しないケースでは、継母が子の養育をめぐるストレスを訴えつつ、縁組しない直接の理由として「（継子を）自分の子と思えない」という心理を挙げるケースや、そうした心理を背景に、子に対する義務の負担や子の受益の権利化への抵抗感、ひいては縁組への拒否感を抱いていることを示すケースが散見された。特

に子のケア負担の大きい継母にとって、子との関係性をめぐる心理は、縁組するにせよしないにせよ重要な判断要素であると言えよう。

他方で、縁組しない継親の中にも、「親子」として括られることや「親」としての義務を負担することに対する抵抗を特に示さない継親は存在する。彼らが縁組しない主たる理由としては、1・2で見た氏・戸籍の問題または他方実親との関わりの問題が指摘された。しかし、それだけでなく、その背景には、そもそも養子縁組は継親子の日常生活において特に必要なものではないし、その関係性の安定・明確・強固化という点でも意味をなさないという継親らの縁組観もあった。それは特に継父子ケースで見られた。例えば、h夫は「(縁組したから親子になるというものではなく)親はなろうと思ってなるもんだ」と語り、このような立場を端的に示した。h夫は、少なからぬ継父が志向する「継父子の氏の統一による家族の一体感の醸成」にも興味を示さなかった。とはいえ、そのh夫も、それはあくまで継親側の意識であり、子にとっては縁組は重要な問題であるとして、縁組の是非については子が成熟してから子自身の選択に委ねたいと語っていた。このような「子の利益」に対する姿勢は、縁組したケースの継父実母夫婦の多くが、婚姻の初期段階にて子が幼いうちに、継父子の関係性の強固化等の彼らなりに考える「子の利益」を目指して縁組に踏み切る[28]のとはまた別の考え方と言えよう。

「母親になろう」と決意して縁組に臨む継母。実態としては「母親っぽいことをしている」という認識にもかかわらず、それを法的に表すことを心理的負担に感じる継母。子とは「実親子同然」の関係と自認しながら、それを法的に表現することに興味がない継父。あるいは継父子が「親子」という関係性を実際に育む前に、「法的な親子」という外観を求める継父実母。本調査に回答した当事者は、継親子の実体的関係と養子縁組(法的親子関係)との位置関係をめぐる多彩な考え方を示唆した。これらの意味を1〜3にて示した各要素や更にその背景も含めて突き詰めていくことは、実親子ではないけれど他人でもないという継親子関係の規律において、あるいは継子養子制度の枠を超え

て法制度が担うべき役割を知るための手がかりとして有益ではないだろうか。

4　時間の経過に関わる問題として

最後に、本調査の対象ケースの大多数は、婚姻当初の時点で縁組締結に関する検討・判断を行っていたが、縁組しないケースでは、その判断は暫定的なものであるとし、将来的な縁組の可能性を示唆するケースも少なくなかった。[29] それは、次の二種類に分かれていた。

(i)婚姻当初において夫婦・継親子関係の将来の行く末に対する不安や子の養育をめぐる葛藤が大きいことから、特に子の引受責任という点で縁組が躊躇われたというケースで、継母において目立っていた。もし配偶者先死等の有事が発生し、子を背負いたくないとなれば、縁組を解消することもできる。しかし、離縁の手続が煩雑であるように映ったり、あるいは縁組そして離縁によって子の戸籍が複雑になることを懸念したり等、離縁自体も相当の重みを持つものとして捉えられていた。縁組した継母達の多くが、婚姻後相当期間を経た後に、何らかの契機があって子に対する引受責任を覚悟して縁組へと向かっていたこととの対比が興味深い。[30]

(ii)2・3で紹介したように、子自身に判断させるために子が成熟するまで時間を置きたいという理由を示したケースである。子の成長によって、子が縁組に関する判断能力を備えたり、（回答者は明言しなかったが）他方実親からの養育費支払いの問題が消滅したり等、縁組への様々な障害が解消されることが期待できるのである。

いずれにせよ、縁組せずとも日常生活が支障なく営まれ、その状態が長期にわたり固定化した場合、それでも敢えて縁組を行うに至るには何らかの明確な事由が必要かもしれない。本稿対象のケースにおいて将来的な縁組の必要性を突きつける最たるものは相続の問題であった。もしそのような観点から子の成熟後に縁組を行う場合、養子制度の本旨が未成年子に養育者を与え、その関係を明確・安定化することにあるとすれば、ここでは、それとは全く異なる養子縁組の働きが前面に出ると言えよう。本調査の対象ケースの大半は継子が未成年子のケースであったが、成年子

の継子養子縁組についてもまた別の状況を抱えるものとして検討する必要があるであろう。

三　結　語

本稿では、継子養子縁組を行わない理由に関する当事者の語りを中心に、「継子養子縁組を行わないとはどのようなことか」という観点から、継子養子縁組が当事者にとって有する意義を検討した。縁組したケースと縁組しないケースとでは、当事者の「縁組に対する考え」は様々な点において対照的であったが、例えば、「継母子間の縁組に関する判断においては継母子の関係性をめぐる継母の心理が重要」といった共通項も見られた。拙縁組ケース論文及び本稿にて示した、縁組した／しない両ケースに関する実情を総合することで、当事者にとって「継子養子縁組とは何か」、その姿の一端を明らかにできよう。但し、これらの検討は縁組の（非・未）締結へ至るプロセスに焦点を当てたものである。本稿でも示唆した通り、ステップファミリーの在り方は時間の経過の中で様々に変わる。今後は、そのような長期的な観点から、特に縁組した／していないことがその後の当事者に及ぼした意味・影響にも着目してデータ分析を進めたい。

また、これまでの検討はあくまで、「調査回答者にとって」という視点の下で行っている。子の目線で見れば、全く別の状況が浮かび上がるかもしれない。縁組による「子の利益」とは何か。法的・心理的な観点から考究する必要があろう。そして、「子の利益」とは何かも大切だが、縁組の是非について、結論はともかく、各当事者が各々の考える「子の利益」を目指して判断に臨む姿勢こそが重要とも思われる。本調査を契機として縁組について初めて家族で真剣に話し合ったという報告を少なからぬ回答者からいただくにつけ、法的問題への知識の補充も含め、そのようなプロセスを促し支えるための制度的な手当の必要性を感じる。そして、手続だけでなく実体としても、当事者が縁

組する／しない選択の理由として示した、縁組しない／することにかかわる法的な問題・不都合について、解釈・立法の努力を通じて養子制度の内外における解決を試みたいと考える。当事者の語りが授ける知見は諸制約を伴うものであるが、全体的・客観的な議論への昇華を目指して検討を進めて参りたい。

【付記】本稿にて紹介のステップファミリー実態調査について、準備段階から実施に至るまで、明治学院大学社会学部野沢慎司教授にご指導いただいたことを感謝申し上げる。また、本稿は、平成二二・二三年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の補助を受けて行われた研究成果の一部である。

（1）L. Ganong & M. Coleman, *Stepfamily Relationships: Development, Dynamics and Interventions* (2004).

（2）子連れ再婚の実数を示す統計データはないが、親権を行う子を持つ父母の離婚件数及び夫婦の一方または双方が再婚という婚姻件数の増加傾向（厚生労働省・人口動態統計（平成二一年度・離婚）及び、同（平成二一年度・婚姻））から推測される。

（3）野沢慎司等『ステップファミリーの基礎知識――子連れ再婚家族と支援者のために』（明石書店、二〇〇六年）、野沢慎司「ステップファミリーをめぐる葛藤――潜在する二つの家族モデル――」家族〈社会と法〉第二七号（二〇一一年）八九頁以下等。なお法学的視点を含むものに、菊地真理・野沢慎司「ステップファミリーにおける継親子間の養子縁組と別居実親子関係」日本家族社会学会第二〇回大会報告（二〇一〇年）。

（4）駒村絢子「継子養子縁組の締結プロセスについて――ステップファミリー当事者を対象としたインタビュー調査の知見から――」法学政治学論究八九号（二〇一一年）一三五頁。

（5）件数の内訳は電話インタビューが四一件、直接対面のインタビューが五件であった。

（6）ＳＡＪのＨＰは〈http://www.saj-stepfamily.org/renew/〉、ＷｉｎｋのＨＰは〈http://www.npo-wink.org/〉、新川氏のブログは〈http://aneblo.jp/terueshinkawa/〉。

（7）但し、解釈上、所謂「家附き」の子とその「家」に入る妻に限るとされた。

（8）早野俊明「『継親子関係』管見」白鴎法学二二号（二〇〇三年）七一頁、大村敦志「『再構成家族』に関する一考察」みんけん五〇〇号（一九九八年）四二頁等。

（9）中川良延「社会的親子の法的関係」『講座 現代家族法 第三巻 親子』（日本評論社、一九九二年）三四六頁以下等。

（10）二宮周平「子の監護者指定（民法七六六条）の積極的活用」立命館法学二八七号（二〇〇三年）二〇七頁。なお、実親の死別による実親継親夫婦の婚姻解消ケースにて他方実親からの親権者変更申立を退けた裁判例として、大阪家審昭和五三年六月二六日家月三一巻七号七一頁、浦和家審昭和五五年六月二三日家月三二巻一一号七一頁。

（11）肯定説として早野・前掲注（8）四三頁等、否定説として松川正毅「婚姻費用と再婚家族の連れ子」判例タイムズ一一〇〇号四頁等。この点に関わる裁判例として、東京家審昭和三五年一月一八日家月一二巻五号一五三頁等。

（12）床谷文雄「4 養子法」中田裕康編『家族法改正 婚姻・親子関係を中心に』（有斐閣、二〇一〇年）八九頁等多数。

（13）大村敦志「2 婚姻法・離婚法」、水野紀子「5 親権法」・前掲注（12）中田編二七、一三三頁以下。また許末恵「継親子関係と養子縁組――英国法を中心に――」判例タイムズ三八巻三号（一九八七年）五七頁、丸山茂『家族のレギュラシオン多元主義の法社会学』（お茶の水書房、一九九九年）二二一頁、白須真理子「フランス法における親権の第三者への委譲（一）～（三・完）」阪大法学六〇巻一～三号（二〇一〇年）一八五、三八三、六一九頁は特に比較法的観点から継親子関係法制の在り方を検討する。

（14）なお、この「縁組意思」という語の用い方は、通常の縁組要件としての「縁組意思」とは厳密には異なるものである。駒村・前掲注（4）一〇五頁以下参照。

（15）なお、他にも一世帯二件、同居で縁組していないケースがあったが、継父の帰化手続を待っての縁組を具体的に予定し縁組への意思が明確なので、本稿の対象から除く。

（16）これらは本調査の本来の対象から外れるが、調査を実施し、本稿の対象とした。

（17）早野俊明教授は家族〈社会と法〉第二七号（二〇一一年）一一九頁において、継子養子縁組を行わない理由の一つとして、「継親の中には再婚することによって法定の親子関係が成立していると誤解している人もいらっしゃいます」と説明されている。

（18）継親実親夫婦にとって実親先死時における子の処遇は重要な問題であり、この点については夫婦間で話し合いが行われ、（実際にどうなるかは別として）少なくともその時点での態度決定をしているケースが多かった。対して、夫婦の離別時に

関しては、離別の理由次第である等、調査時点の段階では想像しにくいとの回答が多かった。

(19) 駒村・前掲注（4）一一九頁（N妻と同一人物）。

(20) e妻も「縁組の必要性を感じない」と語っていたが、調査中に初めて縁組の知識を得たケースで、その縁組しない意思は他と異質なので本項の対象からは除外する。

(21) q妻自身も連れ子がおり、継父子間では縁組を行っていたところ、それについてもやはり縁組が心理面において持つ意味を強調する説明をしていた。駒村・前掲注（4）一一八頁。

(22) 駒村・前掲注（4）一〇九頁以下。

(23) 縁組したケースの中でも、子が当初実父と同じ氏を変えたくないと希望して縁組に反対していたが、後に希望を取り下げて縁組に至ったケースがあった。駒村・前掲注（4）一一一頁。

(24) 駒村・前掲注（4）一一七頁。

(25) 駒村・前掲注（4）一〇四頁。

(26) 駒村・前掲注（4）一一四頁以下参照。

(27) 駒村・前掲注（4）一二七頁。

(28) 駒村・前掲注（4）一二一頁以下。

(29) 縁組したケースにおける縁組締結時期については、駒村・前掲注（4）一〇一頁等。

(30) 駒村・前掲注（4）一二七頁以下。

駒村　絢子（こまむら　あやこ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
日本学術振興会特別研究員
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会　家族〈社会と法〉学会、比較法学会
専攻領域　民法（家族法）
主要著作　「継子養子縁組の締結プロセスについて――ステップファミリー当事者を対象としたインタビュー調査の知見から――」『法学政治学論究』第八九号（二〇一一年）
「離婚後の子の監護法制に関する一考察――オーストラリア連邦家族法における離別後の共同養育推進を手がかりに――」『法学政治学論究』第八四号（二〇一〇年）